

奈 個 情 第 3 0 号
令和2年10月29日

奈良市教育委員会 様
(担当課 教育部いじめ防止生徒指導課)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和2年9月10日付け奈教い第94号で諮問のあった下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-8号】

保護者限定のメール連絡システムに係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第36号

諮問：個情第02-8号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市教育委員会が、事業者が提供するメール連絡システムを活用し、当該事業者が管理するクラウドサーバと奈良市教育委員会が管理する校務系業務端末を、オンラインで結合し、児童、生徒及び保護者の個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、メール連絡システムを活用して、市立小中学校の保護者に対する連絡体制を構築することについて、次のとおり説明した。

1 メール連絡システムについて

(1) メール連絡システムの導入の経緯について

これまで奈良市立小中学校に通う児童、生徒の保護者には、電話連絡網による方法により情報を伝達しているが、迅速な情報伝達に欠けることから、緊急の情報伝達が要求される災害時や昨今の新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達に対応することができない。

現在の端末機器の普及により、ほとんどの保護者が携帯電話やスマートフォン等の端末機器を所持しており、配信されたメールを受信できる状況であることから、メール連絡システムにより、一斉に情報配信することで、保護者に対するより迅速な情報伝達と配信された情報への対応が可能となる。

(2) メール連絡システムの概要

ア 保護者は、保護者のスマートフォン、パソコン等端末機器から専用サイトにアクセスし、メールアドレス、氏名、学校名、学年、学級等を登録する。

イ 実施機関は、インターネット回線から管理者専用サイトにアクセスし、事務的な連絡や新型コロナウイルス感染症等の情報を保護者が登録したメールアドレスにより配信する。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、メール連絡システムを運用するに当たり、次のような措置を講

じること、保護者に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 保護者に係る個人情報を取り扱う実施機関の端末機器を限定するとともに、当該端末機器のログインIDやパスワードによるアクセス権限を設定することによりシステムにアクセスする職員を制限すること。
- (2) メール連絡システムの運用における保護者の個人情報の取扱いについて、その作業手順を定めた「個人情報管理マニュアル」を作成すること。
- (3) 事業者が講じた次の措置を確認していること。
 - ア 「情報セキュリティ対策」を定め、個人情報を適切に取得・利用・提供し、不正アクセス等を予防・是正し、個人情報に関する法令等を遵守するため、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、その継続的な見直し、および改善に努める体制を構築している。
 - イ 保護者の端末機器、クラウドサーバ及び実施機関の端末機器を接続するそれぞれのネットワーク回線はすべて暗号化すること。
 - ウ メール連絡システムの受注事業者、システム提供事業者及びクラウドサーバ管理事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度のJISQ15001の認定及び情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO27001の認証を取得していること。
 - エ メール連絡システムの受注事業者が条例に基づき保護者に係る個人情報を適切に取り扱わせるため、締結する契約書で、奈良市個人情報取扱特記事項の遵守を求め、個人情報の管理、取扱いを遵守させるとともに、保護者に係る個人情報の取扱いにおいて必要事項の提出を求めることとしていること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関がメール連絡システムの運用における保護者の個人情報を適正に取り扱うために第2の2(1)から(3)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関がメール連絡システムを導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該保護者の権利利益が不当に侵害され

ることではないと判断した。

ただし、実施機関がメール連絡システムを運用するに当たっては、次の事項に留意し、保護者に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関は、保護者及び児童生徒に異動があったときは、登録されている保護者等の個人情報を確認し、最新の個人情報を保ち、誤った個人情報を運用しないよう努めること。
- 2 実施機関は、メール連絡システムの受注事業者と契約を締結するに当たっては、当該契約を的確に履行することができるよう条項の字句を精査すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 9月10日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 9月24日	令和2年度第4回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和2年10月29日	令和2年度第5回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。
令和2年10月29日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐 々 木 育 子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者